

トータルコンサルティングオフィス  
**税理士平本事務所ニュース**

編集・発行人 税理士 平 本 祐 一

事務所 水戸市宮町 2-3-102  
 〒 310-0015 梅善ビル 2・3 階  
 TEL 029(226)0865 FAX 029(226)0793  
 E-mail topassis@js6.so-net.ne.jp  
<http://hiramoto-office.com/>

**税理士の独り言**

学生時代、4畳半の部屋で受験勉強をしながら聴いていた深夜放送のジェットストリーム。城達也さんのナレーションと流れてくる音楽を YouTube で聴いていると、当時の自分が蘇ってきました。

悩んだり、迷ったり、背伸びしながら、友人と一緒に受験合格を目指に走っていた日々が懐かしく、あの頃の思い出は大切な宝物です。金や地位や名誉は、いつか無くなりますが、思い出はこれからも作れて、残すことができます。

当時の不安だった自分に「それでいい、何とかなる！」と言ってやりたいです。

**私の書棚より**

○何を探すかを決めるのは、あなたでなくてはならない。進む道を定めるのは、あなたでなくてはならない。ニュースメディアにあなたの注意を操らされてはならない。

○表現がこまやかなもの、複雑なもの、抽象的なもの、展開がゆっくりとしたもの、難解なものや意味深長なものには、メディアは—そして私たち自身も一関心を示さない。

「ニュース ダイエット」  
ロルフ・ドベリ著 サンマーク出版

**税務アンテナ**

□個人が、土地や建物等の固定資産を交換した場合、その固定資産を時価で譲渡して、新たに固定資産を購入したこととなり、譲渡所得として所得税の課税対象になります。

ただし、お互いが 1 年以上所有していた同じ種類の固定資産で、時価が 20 % 以内の交換の場合には、譲渡がなかったことされます。

また、第三者間のお互いの合意に基づいたものであれば等価交換とみなされます。

この特例は、所定の事項を記載した確定申告書の提出が必要となり、交換の相手方から金銭等の交換差金を受け取った時には、その交換差金が譲渡所得となります。

□消費税の適格請求書発行事業者の登録申請が令和 3 年 10 月 1 日から始まります。

申請は原則、令和 5 年 3 月 31 日までのところ、困難な事情があれば、令和 5 年 9 月 30 日まで適用を受けることができます。

免税事業者が登録を受ける場合、登録日が令和 5 年 10 月 1 日の属する課税期間中であれば、課税選択届出書を提出しなくても、登録を受けることができ、令和 5 年 10 月 1 日から課税事業者になります。

また、その課税期間中に「消費税簡易課税選択届出書」を提出することにより、その課税期間から、簡易課税制度の適用を受けることができます。

税務に関するご質問をお受けしております。  
お気軽にお問い合わせ下さい。

**10 月 の 税 務 スケジュール**

10 日	○ 9 月分の源泉所得税の納付 (休日につき 11 日)
31 日	○ 8 月決算法人の確定申告 ○ 4 年 2 月決算法人の中間申告 (予定申告) ○ 11 月、3 年 2 月、5 月決算法人の消費税中間申告 (休日につき 11 月 1 日)

31 日	○ 10 月決算法人の消費税各種選択届出書提出 (休日につき 29 日)
------	---

今月の贈る言葉『努めなければならないのは自分を完成させることだ』 by サン・テグジュペリ